



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
1月26日
第176号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
土地収用法に基づく事業の認定(監理課)	1
道路区域の変更(道路保全課)	3
道路の供用開始(道路保全課)	3
入札参加者に必要な資格等(管理課)	3
特定調達に係る苦情の受付および処理の状況の公表(管理課)	4
○ 公 告	
令和2年度滋賀県職員(技術員)採用選考第1次考査実施公告(農業経営課)	4
公共測量実施公告(監理課)	7
公共測量終了公告(監理課)	7
土地区画整理組合解散認可公告(都市計画課)	7
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	7
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告(東近江)	8

告 示

滋賀県告示第65号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 起業者の名称 社会福祉法人宝寿会
- 2 事業の種類 (仮称)近江八幡市特別養護老人ホーム整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 近江八幡市十王町字上堤地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - (i) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について 申請に係る(仮称)近江八幡市特別養護老人ホーム整備事業(以下「本件事業」という。)は、社会福祉法人宝寿会が社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定される第一種社会福祉事業の用に供する施設である老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定される特別養護老人ホームを整備するものであり、当該施設は、法第3条第23号に規定される社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。
したがって、本件事業は、法第3条第23号に関する事業に該当する。
以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (ii) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である社会福祉法人宝寿会は、平成5年4月に設立された第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業を事業目的とする社会福祉法人であり、本件事業の実施について、令和2年度第3回理事会にて承認を得ている。また、同理事会にて予算に係る承認を得て、必要な財源措置を講じている。
したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 近江八幡市は、平成30年3月に策定した第7期近江八幡市総合介護計画(以下「総合介護計画」という。)において、団塊の世代が75歳を迎える令和7年に向けて、介護離職者ゼロの視点および療養病床の削減、入院期間の短縮に伴う介護サービスへの転換を考慮の上、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤を整備することを掲げており、本件事業は、総合介護計画の施設整備計画における特別養護老人ホーム90床、短期入所生活介護10~20床および地域密着型特別養護老人ホーム29床を整備するという方針に基づくものである。

近江八幡市においては、平成30年度以降人口の減少が始まる一方で、65歳以上の人口は増加しており、令和2年3月31日現在、住民基本台帳に基づく総人口が82,018人、65歳以上の人口が22,567人であり、高齢化率は27.5%となっている。また、厚生労働省介護保険事業状況報告月報(令和2年3月分)によると、同市の要介護(要支援)認定者数は3,395人となっている。総合介護計画によると、令和7年時点での高齢化率は28.0%、要介護(要支援)認定者数は4,152人と予測されており、今後も高齢化および要介護(要支援)認定者数の増加が見込まれている。

近江八幡市が令和2年4月17日から同年5月22日にかけて同市内の介護支援専門員83名に行ったアンケートによると、介護施設への入所を希望する要介護認定者186人のうち、134人が特別養護老人ホームへの入所を希望しており、施設に入所しない、またはできない理由については、「施設に空きがないから」という回答が36.4%と最多であった。また、介護支援専門員が同市内において量的に不足していると感じるサービスについては、短期入所生活介護と特別養護老人ホームを挙げた回答が全体の約30%を占めた。

さらに、近江八幡市介護保険課によると、本来リハビリを行いながら在宅復帰を目指す施設である介護老人保健施設に入所しながら、特別養護老人ホームに入所申込みを行い、入所の空きを待つ待機者も存在している。

本件事業の施行により、特別養護老人ホームへの入所待機者対策に資するとともに、家族介護者の負担軽減および介護による離職防止を図ることができる。また、在宅で介護を受けている要介護認定者が特別養護老人ホームへ入所することで、本人の状態に応じた適切なケアを受けることができることから、総合介護計画における高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の推進に寄与することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件起業地は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)および滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)による環境影響評価の対象事業には該当しないため、詳細な調査は実施されていないが、現地調査および文献調査によると、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のための特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、本件起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定される埋蔵文化財包蔵地(里井B遺跡)であるが、近江八幡市文化観光課より埋蔵文化財保護策に関する回答を得ており、万が一埋蔵文化財が発見された場合は、同課と協議の上、適正に処理することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、特別養護老人ホームがない八幡西中学校区において、事業に必要な規模の敷地面積を確保できることを条件に3か所の候補地を選定し、利便性、交通条件、周辺環境、支障物件の状況、地形、施工性および経済性の視点等から総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 近江八幡市においては、(3)アで述べたとおり、高齢化および要介護認定者数の増加が見込まれることや、特別養護老人ホームへの入所待機者が多数いることなどから、新たな特別養護老人ホーム整備の早期実施が求められている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 近江八幡市福祉保険部介護保険課

滋賀県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年1月26日から令和3年2月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	丁野虎姫長浜線	長浜市神照町字北庄司976番5地先から	変更後	最小 17.4m ┌ 最大 17.4m	3.6m	国道8号との道路管理区域協議に伴う道路区域の変更
		長浜市神照町字北庄司976番5地先まで	変更前	最小 17.4m ┌ 最大 20.9m	9.5m	

滋賀県告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年1月26日から令和3年2月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
丁野虎姫長浜線	長浜市新庄中町字東冲海道218番1地先から 長浜市新庄中町字東冲海道214番4地先まで	令和3.1.26	L=81.0m
	長浜市新庄中町字下萩原318番11地先から 長浜市神照町字北庄司976番5地先まで		L=104.5m

滋賀県告示第68号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供
- 2 申請書類および配布時期
 - (1) 申請書類
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業所(または営業部署)情報登録表
 - ウ 法人にあつては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
 - エ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
 - オ 財務諸表
 - カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)
 - キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあつては、その委任状
 - ク 役員等に関する調書
 - ケ 希望営業種目選択表
 - (2) 配布時期 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の8時30分から正午までおよび13時から17時15分までとする。
- 3 申請書類の受付期間 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで(休日を除く。)の8時30分から正午までおよび13時から17時15分までとする。
- 4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者
- 8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 売上高
 - (2) 経営規模
 - ア 自己資本
 - イ 従業員数
 - (3) 経営状況
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数
- 9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日から令和4年9月30日までとする。

滋賀県告示第69号

滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)第11条の規定により、令和2年1月から令和2年12月までの間における苦情の受付および処理の状況を次のとおり公表する。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

苦情の受付および処理の状況 なし

公 告

令和2年度滋賀県職員(技術員)採用選考第1次考査実施公告

令和2年度滋賀県職員(技術員)採用選考第1次考査を次のとおり行います。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 選考区分および採用予定人員 技術員 1人

2 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。

- ア 昭和41年4月2日以降に生まれた者
- イ 農耕車を運転できる大型特殊免許を有している者
- ウ 屋外労務作業に堪えられる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和3年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県農業技術振興センター(近江八幡市安土町大中516)

(3) 従事業務

- ア 試験圃場・施設における農作物の栽培管理
- イ 収穫物等の調整・運搬・貯蔵作業
- ウ 試験研究の補助作業
- エ 農耕用作業機械と関連施設の整備・管理
- オ その他場内管理に係る作業

(4) 給与等

- ア 給料は、月額154,585円から262,407円(地域手当を含む。)までの間で経歴その他に応じて決定されます。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。
- イ 昇給は、原則として、毎年1回行われます。

4 現地説明会

(1) 日時 令和3年2月18日(木)9時から(集合時間8時40分)

(2) 場所 滋賀県農業技術振興センター(近江八幡市安土町大中516)

※ 集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

5 第1次考査

(1) 日時 令和3年2月18日(木)10時30分から(集合時間10時)

(2) 場所 滋賀県農業技術振興センター(近江八幡市安土町大中516)

※ 集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

(3) 方法 技術員として必要な一般的知識についての筆記試験(中学校卒業程度)、面接試験および適性検査(公務員として必要な適性について検査を行います。第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

(4) 結果発表 令和3年2月下旬に合格者宛て通知します。

6 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

※ 交付場所

滋賀県農政水産部農業経営課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3830

滋賀県農業技術振興センター 〒521-1301 近江八幡市安土町大中516 電話 0748-46-3081

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課 〒525-8525 草津市草津三丁目14番75号 電話 077-567-5412

滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6126

滋賀県東近江農業農村振興事務所農産普及課 〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 電話 0748-22-7715

滋賀県湖東農業農村振興事務所農産普及課 〒522-0071 彦根市元町4-1 電話 0749-27-2213

滋賀県湖北農業農村振興事務所農産普及課 〒526-0033 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6613

滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課 〒520-1621 高島市今津町今津1758 電話 0740-22-6025

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県職員(技術員)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県農業技術振興センター宛で請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページからダウンロードすることもできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号を通知します。令和3年2月16日(火)までに到着しない場合は、滋賀県農業技術振興センターに連絡してください。

滋賀県農業技術振興センター 電話 0748-46-3081(代表)

d 運転免許証

イ 提出先 滋賀県農業技術振興センター 〒521-1301 近江八幡市安土町大中516 電話 0748-46-3081

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア)出願時に必要な書類等です。

ア(イ)第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査当日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 出願票は、令和3年1月26日(火)から令和3年2月10日(水)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、令和3年2月9日(火)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.jp/pref-shiga-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9153

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和3年1月26日(火)正午から令和3年2月9日(火)17時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和3年2月12日(金)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 令和3年2月16日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県農業技術振興センターに連絡してください。

滋賀県農業技術振興センター 電話 0748-46-3081 (代表)

(ホ) 運転免許証

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和3年3月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和3年3月中旬に採用の通知をします。

9 問合せ先

滋賀県農政水産部農業経営課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3830

滋賀県農業技術振興センター管理部 〒521-1301 近江八幡市安土町大中516 電話 0748-46-3081

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳作成に係る基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和2年11月27日から令和3年3月1日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、UAV写真点群測量)
- 2 作業の地域 東近江市神田町、上岸本町、中岸本町、下岸本町
- 3 作業の終了日 令和2年11月30日

土地区画整理組合解散認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、貴生川西内貴土地区画整理組合の解散について認可した。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 土地区画整理組合の名称および設立認可の年月日
名称 貴生川西内貴土地区画整理組合
設立認可の年月日 平成26年4月18日
- 2 解散認可の年月日 令和3年1月26日

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

湖南省が令和3年1月26日に変更した大津湖南都市計画駐車場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日野川流域土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年1月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山 本 孝 司

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	堀 江 和 博	蒲生郡日野町大字杣290番地